

序文

日本心理劇学会に所属する者は、基本的人権を尊重し、心理劇の専門家としての知識技能を高め、心理劇の実践、研究を通して人々の福祉や教育や厚生発展に寄与するよう努めるものである。そのためには、常に自らの行為が心理劇参加者の心理に重大な影響を及ぼすという責任を自覚し、まず、自らの心身を健全に保つように努め、社会人としての道義的責任を持つとともに、以下の綱領を遵守する義務を負う。

〈責任〉

第1条

心理劇学会員は、自らの専門的活動の及ぼす結果に責任を持つこと。その活動に際しては、心理劇参加者の人権尊重を第一義と心得、個人的関心を満足させることや所属する組織や関係する機関の不当な利益を目的とした心理劇活動を行ってはならない。

〈技能〉

第2条

心理劇実践者は訓練と経験と研究によって、適切と認められた技能を用いて援助、介入を行うものである。そのため、常にその知識と技能を研鑽し、高度の技術水準を保つように努める必要がある。一方、自らの能力と技能の限界についても十分わきまえておかななくてはならない。

〈説明と合意〉

第3条

心理劇を実施するに当たっては参加者にその目的と意義、効果の予想と実施のプロセスについて可能な限り具体的に伝え、参加者の合意のもとに実施すること。

〈秘密保持〉

第4条

心理劇の研究、実践で知り得た参加者の個人的情報に関しては、他に漏らしてはならない。ただし、専門家として必要と認められた場合は除く。事例や研究の公表に際して、個人が特定できないように秘密を保護する責任を持たなくてはならない。また、資料の記録や廃棄などに対しても十分慎重に対処しなければならない。

〈援助・介入〉

第5条

心理劇の実践にあたっては、自らの専門的能力の範囲内でこれを行い、常に心理劇に参加した者が専門的援助を受け入れられるよう努める必要がある。
心理劇実践者は、自らの影響力を常に自覚し、心理劇参加者の信頼感や依存心を私的欲求のために不当に利用しないよう留意すること。

特に心理劇は、参加者に対して身体的接触が必要になることも起こり得るが、その際には身体的、性的不快感や心的侵襲を参加者に与えないように十分に留意すること。

〈専門職との関係〉

第6条

他の心理劇実践者および関連する専門職の権利と技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けること。

〈研究〉

第7条

心理劇に関する研究に際しては、対象者や関係者の心身に不必要な負担をかけたたり苦痛や不利益をもたらすことを行ってはならない。

研究は、対象者や関係者に可能な限りその目的を告げ、同意を得たうえで行うこと。

〈倫理の遵守〉

第8条

心理劇学会員は、本倫理綱領を理解し、違反することのないよう相互の間で常に注意し合わなければならない。もし、この綱領に違反したことが提起されたときは、その都度調査委員会を特設し対応にあたる。

付則 本倫理要綱は2002年12月1日より実施する。

付則 本倫理綱領は2010年10月3日より施行する。